

平成26年分農業所得収支計算用土地改良費等控除額について

〔豊岡市税務課〕

- 注1. 土地改良費の経費は、賦課金の実支払額が10アールあたり1万円以上の場合はこの表の控除額を使用してください。なお、賦課金の実支払額が10アールあたり1万円未満の場合は、この表にかかわらずその実支払額を控除額にしてください。
 ※ 1万円以上の場合、永久資産相当分(面整備等)が経費として認められないため、実支払額とは異なります。
- 注2. 支払額の方が領収書等は必ず7年間保管してください。
- 注3. 日高地域は裏面に掲載しています。城崎地域は領収書を確認して実支払額を控除額にしてください。

◎土地改良費控除額(10アールあたり)

豊岡地域

名	称	控除額(円)	名	称	控除額(円)	
赤石	土地改良区	2,800	蓼川	土地改良区第二区(八条)	3,996	
荒原	一般会計	1,599	蓼川	土地改良区第三区(田鶴野)	5,998	
	特別会計(経常分)	1,000	中筋	新川土地改良区	4,238	
井走坪	特別会計(維持管理分)	3,500	中筋	北部	経常分	1,276
	経常分	299		土地改良区	維持管理分	2,648
井走坪	維持管理分	1,350	中郷	土地改良区	9,690	
	香住	彼岸田排水機組合	1,500	新田	井堰土地改良区	普通区
加陽	共同施行	土地改良分	2,500		特別区	2,000
	加陽	かん水事業分	2,996	新田	東部土地改良区	田
加陽		一般・維持管理分	4,264		畑	4,000
	加陽	揚水機分	4,023	野上	土地改良区	一般分
下鶴井		事務所経常分	500		水利分	3,617
	下鶴井	事務所維持管理分	1,000	畑上	土地改良施設整備組合	0(賦課金なし)
下鶴井		維持管理分	500	引野	土地改良区	2,422
	たちばな	土地改良分	3,000	土淵	土地改良区	6,883
たちばな		水利分	2,400	福江	土地改良区	経常、事業分
	田鶴野	赤石、口・下鶴井、水下	2,000			施設維持管理(福田)
森		1,500	施設維持管理(栃江)			2,068
田鶴野	山本	1,400	円山川	右岸土地改良区	2,269	
	水上	200	三原	共同施行	1,999	
中佐	土地改良区	一般分	2,409	森	水利組合	1,990
		維持管理分	2,107	森津	土地改良区	一般分
八幡	土地改良区	8,354	六方川			防災組合

出石地域

名	称	控除額(円)	名	称	控除額(円)
室見台	田	6,300	出石北	田	10,674
	畑	2,650		畑	8,524
小坂	西部土地改良区	4,200	見性寺	土地改良総合整備事業(伊豆)	8,178
中川	田	10,022	見性寺	土地改良総合整備事業(東)	9,618
	畑	6,622	菅谷	土地改良区	1,500

但東地域

名	称	控除額(円)	名	称	控除額(円)
奥藤	土地改良区	65	唐川	土地改良区	237
畑山	土地改良区	82	西谷	土地改良区共同施行	158
太木里	土地改良区	99	天谷	土地改良区共同施行	299
坂野	土地改良区	30	東中	土地改良区共同施行	79
奥矢根	土地改良区	119	小坂	土地改良区共同施行	30

竹野地域

名	称	控除額(円)	名	称	控除額(円)
苗原	:山村振興特別対策事業	1,887	阿金谷	:町単独事業	2,102
御又	:農村総合整備事業	2,901	濱須井・奥須井	:基盤整備促進事業	3,921
二連原	:農村総合整備事業	2,938			

日高地域

名 称		控除額(円)	名 称		控除額(円)
蓼川土地改良区	経常賦課分	2,000	山本奥谷耕地整理		51
	特別賦課分	4,000	佐田水利組合	水利賦課分	1,261
上郷水利組合		6,944		維持賦課分	
上郷土地改良区		925	知見土地改良区		643
国府平野土地改良区		8,178	田ノ口土地改良事業共同施行		5,806
蓼川第1ポンプ揚水組合	水田	2,500	石井土地改良区		199
	転作田	1,000	石井水利組合	所有面積割	500
八代川堰水利組合		500		受益面積割	2,530
八代西土地改良区		419		均等割	500
浅倉土地改良区		10	栃本土土地改良区		276
赤崎農会土地改良	経常賦課分	2,500	太田土地改良組合		1,052
	水路利用分	1,000	西気土地改良区(南神鍋工区)		233
道場堰土地改良区	経常賦課分	1,500	荒川堰管理組合		757
	特別賦課分	1,000			

◎参考事項

1. 農機具等の減価償却費(取得価額が10万円以上)の計算

(注1) 取得価額が**10万円以上20万円未満の資産**は、一括償却資産として事業に使用した年以後3年間で均等に必要経費に算入することができます。

(注2) 中古を取得した場合の耐用年数は次により計算します。(1年未満の端数は切捨て、2年未満の年数は2年とします。)

(ア) 耐用年数の全部を経過したもの…法定耐用年数×0.2

(イ) 耐用年数の一部を経過したもの…法定耐用年数－(経過年数×0.8)

● 農業用の機械及び装置の耐用年数について

税制改正により、農業用の機械及び装置の耐用年数が7年に統一され、平成21年分の申告から適用になっています。

新たに取得した減価償却資産だけでなく、償却中の資産も改正後の耐用年数で計算する必要がありますのでご注意ください。

耐用年数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
平成19年4月1日以後取得(定額法)	0.250	0.200	0.167	0.143	0.125	0.112	0.100	0.091	0.084	0.077	0.072	0.067
平成19年3月31日以前取得(旧定額法)	0.250	0.200	0.166	0.142	0.125	0.111	0.100	0.090	0.083	0.076	0.071	0.066

※ 7年の償却率は、定額法と旧定額法で違いますのでご注意ください。

○ 平成19年4月以降に取得した減価償却資産については、償却可能限度額及び残存価額が廃止され、1円になるまで償却できるようになっています。(定額法)

また、平成19年3月以前に取得した減価償却資産については、今までどおりの計算方法になりますが、取得価額の95%相当額まで償却した年分の翌年分以後は、残存価額(取得価額の5%)から1円を控除した金額を5年間で均等償却します。(旧定額法)

○ 主な償却資産の耐用年数等

資産の種類	旧耐用年数	新耐用年数
軽トラック(660CC以下のもの)	4	4
耕運機、テラー、田植機、自脱型コンバイン、バインダー、普通トラックなど	5	7
乗用型トラクター、普通型コンバイン、循環式乾燥機、糞摺機	8	7
木造の農業用倉庫・作業場・畜舎等	15	15
簡易建物(主要柱が10cm角以下でタンぶきのもの)	10	10